

令和8年度
ふくいアートプロジェクト助成金
(担い手育成支援)
募集要項



Fukui Art Project

【申請書類の提出期間】

令和8年3月19日(木)～令和8年9月30日(水)(17時締切)

1 助成金の趣旨

地域社会が少子高齢化や過疎化など様々な課題を抱える中、福井県では地域の担い手*が中心となり、参加者*や多様な組織と協働し、文化芸術の自由で柔軟な視点や発想によって新たな価値を創造するアートプロジェクトが生まれてきています。一方で、アートプロジェクトへの参加や企画、実施についてはハードルが高いと感じられることも多く、県内のアートプロジェクトをさらに活性化させていくためには、より多くの県民のアートプロジェクトへの参画を促し、プロジェクトを支える担い手を確保・育成していく必要があります。

本助成金は、県内外の先進的なプロジェクトへの参加・視察など、アートプロジェクトに関心のある県民によるアートプロジェクトの企画や実施に向けた知識の獲得や理解の促進につながる試行的な取り組みを支援することにより、将来アートプロジェクトを担う新たな人材を育むことを目的としています。また、金銭的支援に加え、(公財)福井県文化振興事業団(以下「事業団」)のスタッフがアートプロジェクトへの参加や企画、実施に向けた相談等の伴走支援を実施します。

※担い手：アートプロジェクトを主体的に企画・実施する県民

※参加者：アートプロジェクトを支える住民やアーティストなど(イベントの来訪者や鑑賞者は除く)

2 対象者

福井県内に主たる活動拠点を置き、構成員が2名以上のチーム(法人格の有無、種別は問いません)

※市町は対象となりません。

※次に掲げる団体は、応募することができません。

- ・暴力団(福井県暴力団排除条例(以下「条例」という。)第2条第1号に該当する団体)
- ・団体を構成する者に暴力団員(条例第2条第2号)、暴力団関係者(条例第2条第3号)に該当する者がいるもの
- ・宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体

3 対象となる事業

将来新たにアートプロジェクトの担い手になり得る応募者が企画・検討しているアートプロジェクト(以下の要件を満たすものに限る)の実施に向けて、地域の現場に赴き、さまざまな視点からアートプロジェクトの思考や運営方法等を調査・研究する取り組み

- ・文化芸術の担い手が地域住民、団体等と協働する事業であること
- ・将来ビジョンが明確であり、次年度以降も継続的に取り組む意思があること

※次に掲げるものは除く

- ・ 宗教的活動、政治的活動
- ・ 既に企画制作されたパッケージを購入した展示・公演等
- ・ 展示物や制作物等の販売活動など営利を主な目的とするもの
- ・ コンクール、コンテストを主な目的とするもの
- ・ 国等の委託により実施する事業
- ・ 慈善事業への寄付を主な目的とするもの
- ・ 所属、招聘アーティストの発表が中心で、地域や他分野との連携の要素がない事業
- ・ メンバーが固定化したサークル、同好会等が行う習い事や、参加者が限定された発表会等

【対象となる事業例】

- ・ 企画しているプロジェクトの参考となる県内外の先進的なプロジェクトへの参加・視察
- ・ 将来のプロジェクト実施に向けた地域関係者への取材や協力者探し
- ・ 将来のプロジェクト実施に向けた地域における研修会や勉強会、ワークショップ等の開催

4 実施場所

主に福井県内（主たる事業の関連企画であれば県外での一部実施も可能）

5 助成金の区分

助成区分	助成対象	助成限度額	採択数	審査方法
(4) 担い手育成支援	将来取り組むアートプロジェクトの新たな担い手となるべく、アートプロジェクトの思考や運営方法などを試行的に調査・研究する取り組み	10万円 (10/10)	5件 程度	書面

その他の助成区分については、別冊の募集要項をご確認ください。

注1 助成金の額は、千円未満切捨てとし、助成限度額を上限として、予算の範囲内で決定します。

注2 福井県の他の補助金等と重複して助成を受けることはできません。

注3 一チームにつき一事業のみ応募が可能です。

6 助成条件

- ・ 応募前に事業団と面談を行うこと（面談方法は別途案内します）。
- ・ アートに広く関心がある県民の交流、ネットワークづくりを主な目的として事業団が開催している「[アート茶会](#)」において、事業の実施結果を発表すること。

※発表日は2027年1月15日(金)を予定

7 助成対象経費

別紙のとおり

8 助成金交付の対象となる事業期間

助成金支給決定日から令和9年2月28日（日）まで

※助成金支給決定日より前に支払った経費および着手した経費は助成対象となりません。

※事前着手届を提出し、やむを得ない事由があると認められた場合、内示日以降の活動への着手が可能となります。

※事業実施および支払等すべての手続きを期間内に完了してください。

※助成対象事業の完了を3月としたい場合は、別途ご相談ください。

9 応募手続き

(1) 募集期間

令和8年3月19日（木）～令和8年9月30日（水）

※電子メールの場合は当日17時まで。郵送の場合は当日必着。

(2) 説明会

令和8年3月20日（金・祝）13:00～14:00 福井県生活学習館 学習室101

※説明会の動画は県の[ホームページ](#)で公開を予定しています。

(3) 応募書類

①事業計画書（担い手育成支援）（様式第1の2号）

②収支予算書（担い手育成支援）（様式第2の2号）

※①、②ともにPDFデータで提出してください。

(4) 提出方法

・次のアドレスに（3）の応募書類をメールで提出してください。

art@pref.fukui.lg.jp

※件名は「アートプロジェクト応募書類（チーム名）」としてください。

・応募書類の容量が10MBを超える場合は、メールを分割するか、大容量ファイル受信システムを使用して提出してください。

[大容量ファイル受信システム](#)

※案件名に「アートプロジェクト応募書類（チーム名）」と入力し、送信先の県庁所属は「文化課」を選択してください

・提出が確認でき次第、担当者から受け取り確認メールを送ります。提出日から2日経過しても受け取り確認メールが届かない場合は、お手数ですが、文化課までご連絡ください。

- ・上記による提出が困難な事情がある場合に限り、郵送での提出も受け付けます。

(5) 提出期限

令和8年9月30日(水) 17:00(厳守)

10 審査

(1) 審査方法

提出書類をもとに書面審査を行います。

(2) 審査項目

項目	審査ポイント
狙い	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の現状や課題を踏まえているか。 ・実現したいことや挑戦したいことはあるか。
実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業スケジュールや事業実施プロセスは、実現可能か。 ・妥当な経費が計上されているか。各経費の配分は適切か。
将来性	<ul style="list-style-type: none"> ・今後アートプロジェクトの新たな担い手となる、もしくは、既存のアートプロジェクトに参加する可能性があるか。 ・既存のアートプロジェクトに変化をもたらす人材か。 ・伴走支援を行うふくい文化創造センターと連携を図れる可能性はあるか。

(3) 審査結果

- ・審査結果は、電子メール等でお知らせします。
- ・助成金の額は、予算の範囲内で決定されるものであるとともに、応募書類に基づく審査結果が助成金の額に反映されるため、必ずしも助成希望額が助成されるわけではありませんので、予めご承知おきください。
- ・審査の経過、結果についてのお問合せには応じられませんので、予めご承知おきください。

10 スケジュール

- 1 募集期間 : 令和8年3月19日(木)～9月30日(水)
- 2 説明会 : 令和8年3月20日(金・祝)
- 3 審査・支給決定 : 応募を受けて随時実施

・内定チームには事業団から助成金支給マニュアルおよび助成金支給申請に必要な様式を送付します。内定以降の手続きについては、事業団が窓口となりますので、内定チームは事業団が指定する期日までに、支給申請書を提出してください。

・事業内容等について、審査の結果、条件付きの内定となった場合、事業団と

の協議のうえ、必要な変更を反映してその後の申請を行ってください。

・事務手続きの流れは下記の通りです。

- ①応募者→県 : 応募書提出
- ②県 : 審査
- ③県→応募者 : 内定通知（事業団から支給申請様式を送付）
- ④応募者→事業団 : 支給申請書提出
- ⑤事業団→応募者 : 支給決定通知
- ⑥応募者 : 事業実施

1 1 事業実施にあたっての注意点

採択されたチームに対して事業団から送付する「ふくいアートプロジェクト助成金支給要綱」および「令和8年度ふくいアートプロジェクト助成金支給事務マニュアル」をよくお読みください。

(1) 事業内容の公表

- ・内定した事業については、チームの名称、事業の概要等をアートプロジェクトガイドブック、県や事業団のホームページ・SNS等にて情報発信させていただきます。事業実施時の関係者による視察や写真の提供にご協力ください。

(2) ロゴマーク、事業名の明記

- ・事業を実施する際、助成事業に関するポスター、チラシ、プログラム、ホームページ等に、本助成制度のロゴマークを掲載してください。ロゴマークの掲載が難しい場合は、助成事業名「令和8年度ふくいアートプロジェクト助成金」を掲載してください。

【ロゴマーク】



Fukui Art Project



Fukui Art Project

(3) 助成金の返金・減額

- ・助成金の支給後でも、経費の虚偽申告や実績報告内容等に事実と相違する点のあることが判明した場合、また交付要綱等や法令に違反した場合は、支給決定を取消し、助成金を返還していただくことがあります。

(4) 経過報告および実績報告

- ・活動の進捗状況、実績等について、必要に応じて報告していただきます。
- ・事業終了後、指定する期日までに、指定の様式による実績報告書および会計書類の提出をしていただきます。

(5) 会計書類の収集・保管

ア 支払い関係書類の収集

- ・実績報告に伴う会計書類として、助成金対象経費の支払関係書類（領収書または請求書と金融機関振込明細票のセット）の写しを提出していただきます。申請期間中に事業の準備が進行する場合は、次の点に留意し、予め支払い関係書類を収集してください。

- (i) 支払関係書類に記載の名称は、チーム名と一致させること。（略称不可）
- (ii) 発行日、宛名、発行者の名称・住所、明細が記載されていること。

※支払いに係る証拠書類に不備があった場合、その分の経費が認められず、助成金額が減額となる場合があります。

イ 助成金交付に関する書類の保管 [5年間]

- ・助成金交付に関する一連の通知、関係書類、関係する帳簿および支払関係書類（領収書、請求書、金融機関利用明細書等）を他の経費と区分して整理し、助成金の交付を受けた年度の終了後、5年間保管してください。

ウ 帳簿および支払に係る証拠書類の調査

- ・助成対象事業が適正に遂行されているかを確認する必要がある時は、県および事業団関係者が助成事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査させていただきます。

(6) 事業を変更・中止する場合

- ・事業内容を変更または中止する場合、原則として変更承認申請書等の提出が必要です。
- ・変更の承認を受けずに変更、中止した場合は、助成金の支払いができない場合がありますので、必ず事前に事業団へ報告してください。

(7) その他の支援

- ・アーツカウンシル機能を持つ事業団のふくい文化創造センターのスタッフが活動の伴走支援を実施します。（事業内容・広報等に対する助言、事業の推進に必要なネットワーク形成支援、アーティストや地域との仲介支援、他事業との連携支援など）
- ・事業団内に、県内の文化芸術活動者を対象とした無料相談窓口を設置しています。また、各分野の専門家に「芸術文化アドバイザー」の職を委嘱し、各事業への助言を行っています。（詳細につきましては、「福井県文化振興事業団」の[ホームページ](#)をご覧ください。）

1 2 お問い合わせ

福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

電話 : 0776-20-0582 E-mail : art@pref.fukui.lg.jp

(別紙)

助成対象経費

費目	内容
制作費	作品等制作費、作品等実演費等
報償費	企画・調査料、出演料、講師謝金、通訳謝金等
委託費	業務委託費（会場設営・撤去等）
使用料	会場使用料（付帯設備費含む）、会場設営費等
通信・運搬費	郵送料、通信費、道具・楽器等運搬費等
保険料	イベント保険等
旅費	チームメンバー（アートプロジェクトへの参加・視察目的に限る）・出演者・講師等の交通費、宿泊費等
著作権料	著作権料およびその手続きに要する経費
広告・印刷費	ポスター・パンフレット等デザイン料、印刷費等
消耗品費	助成対象事業で使用する消耗品等

※注意事項

- ・助成対象経費は本事業の活動に要する経費として、明確に区分できるもので、かつ支払いに係る証拠書類によって金額等が確認できるものに限ります。
- ・宿泊費については、1泊1人あたり10,000円/上限として、実際に要した経費を対象とします（朝食代など飲食に係る経費は対象となりません）。
- ・社会通念上著しく高額と認められる場合は、助成対象外とします。
- ・この表によらず、補助対象とすべき経費がある場合は、別途協議します。

助成対象とならない経費

- (1) チーム等の職員給与等人件費（社会保険料・通勤手当・期末手当等含む）
- (2) チーム等の維持管理費（事務所賃料、電話代、光熱水費、生活雑貨、事務機器、文房具等の事務用品、ウェブサイト管理料等）
- (3) 航空・列車・船舶運賃の特別料金（グリーン車、ファーストクラス等）
- (4) 飲食費（取材・打ち合わせ時の飲食代、レセプション費、打ち上げ費、ケーキタリング・弁当類）
- (5) 交際費、土産代
- (6) 施設整備費
- (7) 事業が終了してもチームに残るもの（備品、楽器等）
- (8) コンクール、公募展に係る賞金、副賞、記念品代（賞状、表彰盾は可）
- (9) 印紙代、各種手数料（振込手数料、入場券販売手数料、代引手数料等）

- (10) 有料で配布する図録等の印刷費
- (11) クラウドファンディングの返礼品
- (12) 申請団体構成員にかかる経費（出演・出品料、謝礼等）
- (13) イベント来場者等へ無料配布するグッズや飲食類

など